

少年自然の家

1. 環 境

四日市市少年自然の家は、鈴鹿国定公園に指定されている鈴鹿山脈の雲母峰（標高 888m）のふもとに位置しており、四日市市の中心部より西方に約 20km 離れている。眼下には、伊勢湾全域と伊勢平野、濃尾平野が一望でき、遠くは神島や知多半島等を望むことができる。

敷地面積約 40ha の大半は山林で、そのうちの約 26ha は、「ふれあいの森」と呼ぶ保健休養林に指定され、水沢村有林であったところからの里山の景観を今に伝えている。

2. 目 的

当施設は、この豊かな自然の中で集団宿泊活動、野外活動、自然・環境学習活動、芸術活動などの様々な体験を通して、問題解決能力、豊かな人間性、たくましい体力を身に付けた青少年を育成することを目的として昭和 62 年に設置された社会教育施設である。

3. 教育目標

「自然の中で、自分を磨き、友達の輪を広げよう」
（自然の中で）

感動する心、共生する心を育てる。

感動する心

- ・自然の美しさ・雄大さを感じる。
- ・自然の厳しさを感じる。
- ・自然のこころよさを感じる。

共生する心

- ・自然の恵みを感じる。
- ・自然と調和していく大切さを感じる。

（自分を磨く）

自己判断力、自主性、自律性を育てる。

自己判断力

- ・自分で判断して行動する。
- ・安全に気を付けて行動する。

自主性

- ・自分から進んで行動する。
- ・新しいことに取り組む。
- ・最後まで頑張る。

自律性

- ・自分で役割分担を果たす。
- ・自分の行動に責任を持つ。

（友達の輪を広げる）

協調性、思いやりの心を育てる。

協調性

- ・友達と協力して取り組む。
- ・友達と仲良くする。
- ・新しい友達をつくる。

思いやりの心

- ・友達の気持ちを大切にする。
- ・友達のことを考えて行動する。
- ・集団生活のルール・マナーを守る。

4. 運営方針及び事業

平成 21 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、従来の業務を引き継ぎながら、指定管理者として以下の運営方針のもと魅力ある企画、主催事業を実施する。

(1) 青少年の主体的な体験活動の推進・支援

青少年に自己判断力、自律・協調性を身に付けさせるため、様々な体験活動を推進するとともに各種団体への支援に努める。

- ①主催事業 ②自然教室受入れ事業
- ③各種団体の受入れ事業 ④職員研修事業
- ⑤各種刊行物の発行 ⑥各種メディアにおける啓発

(2) 社会教育と学校教育の連携の推進

学校教育との連携を図るため、施設の特性を生かしたプログラムの開発や事業を実施するとともに教職員の専門性を高める事業の推進に努める。

- ①自然教室支援 ②里山保全事業
- ③体験活動実技講習会 ④関係機関との連携・協力

(3) 家庭教育支援の充実と促進

家庭の教育力を高めるため、家族向けのプログラムの開発や事業を充実するとともにその促進に努める。

- ①主催事業

(4) ボランティアの活用・養成

ボランティアの有効活用を図るため、組織の積極的な活用と、学校を含む各種団体への支援活動を促進するとともに、その養成に努める。

- ①主催事業 ②自然教室支援
- ③受け入れ事業支援 ④施設ヘルパー推進事業
- ⑤リーダー研修受入れ事業 ⑥教育実習受入れ事業

(5) 施設・設備の充実

利用者が主体的に学び、だれもが安心して利用できる施設にするため、施設内の整備に努める。

- ①ふれあいの森整備 ②植物・里山保全活動
- ③写真資料・書籍の充実 ④施設設備の改修
- ⑤館内装飾・掲示の工夫



5. 施設の概要

- (1)所在地 四日市市水沢町大谷 1423-2
 (2)指定管理者 株式会社小学館集英社プロダクション 東京都千代田区神田神保町 2-30
 (3)本館・分館・水沢市民広場(星の広場)
 (4)その他の施設
 ・キャンプ場(収容人数 160 人), キャンプファイヤー場, ふれあいの森, 野外炊事場

	本館 そよかぜ・こもれび	分館 せせらぎ	水沢市民広場(星の広場)
宿泊定員	177人	101人	
各施設	1階-事務室, 医務室, 会議室 浴室, 総合研修館兼体育館等 2階-宿泊室, 食堂, リーダー室等 3階-宿泊室, 研修室, リーダー室等	1階-研修室, 大広間, 創作室 乾燥室, リーダー室等 2階-宿泊室, 講義室 リーダー室等	芝生広場
建築面積	3,066 m ²	1,339 m ²	10,000 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建て	鉄筋コンクリート2階建て	芝生広場
建設年度	昭和62年	昭和48年	平成4年
建設費	9億7,010万円	1億7,650万円	2億940万円

6. 利用について

(1) 利用の約束

- ①自分のことは自分でします。 ②友達に迷惑をかけません。 ③次に使う友達のことを考えます。

(2) 利用できる人

- ①主催事業への参加者
 ②引率者及び活動計画を有する8名以上の団体
 ア 小・中学校 イ 高校・大学 ウ 青少年団体 エ その他の団体
 ③特に, 教育委員会が認めた団体

(3) 休業日

- ①毎週月曜日
 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日。
 ③年末年始(12月28日~1月4日)

(4) 使用申請

- ①使用日の10日前までに申請書により申請する。
 ②予約の受付は, 使用日に属する月の6カ月前の1日からとする。
 ③7, 8月分は, それぞれ1, 2月に利用抽選会を行う。

(5) 自然教室協力者会議

自然教室への技術指導を行うボランティア組織で, 次の技術内容を提供する。

- ①自然観察 ②登山・ハイキング ③野外活動 ④里山保全活動

(6) 利用状況

施設 年度	本館・分館		キャンプ場		市民広場		利用者内訳	
	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	市内	市外
17	213	16,881	42	2,190	75	3,674	19,045	3,700
18	190	16,000	42	2,170	94	5,560	18,575	5,155
19	172	15,206	38	1,708	91	5,959	18,065	4,808
20	188	15,955	37	1,555	85	4,896	17,955	4,451
21	169	28,947	59	2,685	90	6,191	28,393	9,430